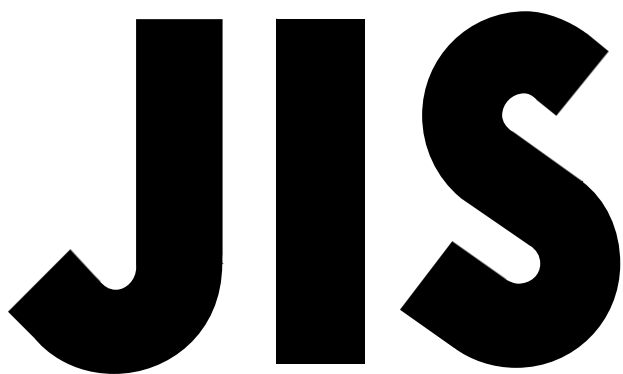




拘束されたコンクリートの乾燥収縮ひび割れ 試験方法

JIS A 1151 : 2011

(JCI)

平成 23 年 9 月 28 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 土木技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	河 野 広 隆	京都大学
(委員)	阿 部 道 彦	社団法人日本建築学会 (工学院大学)
	綾 野 克 紀	社団法人日本コンクリート工学協会 (岡山大学)
	宇 治 公 隆	社団法人土木学会 (首都大学東京)
	木 幡 行 宏	室蘭工業大学
	小 林 延 房	社団法人日本土木工業協会 (飛鳥建設株式会社)
	清 水 和 久	特定非営利法人コンクリート製品 JIS 協議会 (旭コンクリート工業株式会社)
	鈴 木 一 雄	全国生コンクリート工業組合連合会
	須 田 久美子	鹿島建設株式会社
	長谷川 直 司	独立行政法人建築研究所
	真 野 孝 次	財団法人建材試験センター
	利 藤 房 男	社団法人地盤工学会 (応用地質株式会社)
	渡 辺 博 志	独立行政法人土木研究所
(関係者)	石 坂 弘 司	東京都
	古 賀 康 男	社団法人セメント協会
	浅 古 勝 久	国土交通省

主 務 大 臣：国土交通大臣 制定：平成 14.5.27 改正：平成 23.9.28

官 報 公 示：平成 23.9.28

原 案 作 成 者：公益社団法人日本コンクリート工学会

(〒102-0083 東京都千代田区麹町 1-7 相互半蔵門ビル TEL 03-3263-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：土木技術専門委員会 (委員長 河野 広隆)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者、国土交通省住宅局 住宅生産課 [〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 TEL 03-5253-8111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 試験用器具	1
3.1 一般事項	1
3.2 拘束器具	1
3.3 型枠及び組立	2
4 供試体	4
4.1 供試体の形状寸法	4
4.2 供試体の個数	4
4.3 供試体の作製及び養生	4
5 試験方法	5
5.1 供試体の保存	5
5.2 ひび割れ発生の確認	5
6 報告	6
附属書 A（参考）拘束されたコンクリートの拘束収縮試験方法	7
解 説	12

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人日本コンクリート工学協会（JCI）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、国土交通大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS A 1151:2002** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。国土交通大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

拘束されたコンクリートの乾燥収縮ひび割れ 試験方法

Method of test for drying shrinkage cracking of restrained concrete

1 適用範囲

この規格は、外部拘束を行ったコンクリートの乾燥収縮ひび割れ発生日数を把握する試験方法について規定する。ただし、使用するコンクリートは粗骨材の最大寸法が 25 mm 以下の普通骨材を用い、標準養生を行った場合の材齢 28 日の圧縮強度が 45 N/mm² 以下となるコンクリートに適用する。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS A 1132 コンクリート強度試験用供試体の作り方

JIS G 3350 一般構造用軽量形鋼

3 試験用器具

3.1 一般事項

試験用器具は、供試体を拘束する拘束器具及び拘束器具を固定して供試体を成形するための型枠からなる。

3.2 拘束器具

拘束器具は、次による。

- a) 拘束器具は、拘束形鋼からなり、**図 1** に示すものとする。
- b) 拘束形鋼は、**JIS G 3350** に規定する軽溝形鋼の呼び名 1173 で、断面積が $7.27 \pm 0.16 \text{ cm}^2$ のものとする。
拘束形鋼とコンクリートを定着する部分には、**図 1** に示すように、9 mm の棒鋼を点溶接する。溶接する棒鋼の本数は、拘束形鋼の上下にそれぞれ 5 本ずつとする。溶接箇所は、棒鋼と拘束形鋼の接する両側 5 か所とする。
- c) 拘束器具は、2 枚の拘束形鋼が、平行で傾き及びねじれが生じないように組み立てる¹⁾。

注 1) 拘束器具は、例えば先端が 10 mm のねじ切りした 13 mm の棒鋼を 10 mm のナットで締め付けて組み立てる。拘束器具を再利用する場合には、解体が容易となるよう $\phi 13 \text{ mm}$ 程度の鋼管で拘束形鋼を所定の間隔になるよう固定し、その中に $\phi 9 \text{ mm}$ 程度の棒鋼を入れて両側からナットで締め付け固定する。